

水道料金・下水道使用料のあり方について

1 上下水道事業を取り巻く状況について

（１）川口市の水道料金・下水道使用料

水道事業 昭和27年通水開始

安全・安心な水道水を安定的に供給するため、これまで、施設や管路の健全性を維持しながら、組織や事務の効率化、施設管理の見直し等、経営基盤強化の取組を進めてきました。

下水道事業 昭和15年工事着手

県の流域下水道計画と整合を図りながら、年次計画に基づき管路施設の整備を進め、生活環境の改善、河川などの水質保全、豪雨による浸水の軽減を図るための取組を進めてきました。

このような中、収入の増加が見込めない一方、施設の老朽化に伴う維持管理費用等の支出が増加することにより、当年度純損失の発生が見込まれ、内部留保資金がマイナスに転じる見込みとなったことから、改定を行いました。



水道料金

平成12年4月より平均14.7%の改定
→令和3年1月より平均25.01%の改定

下水道使用料

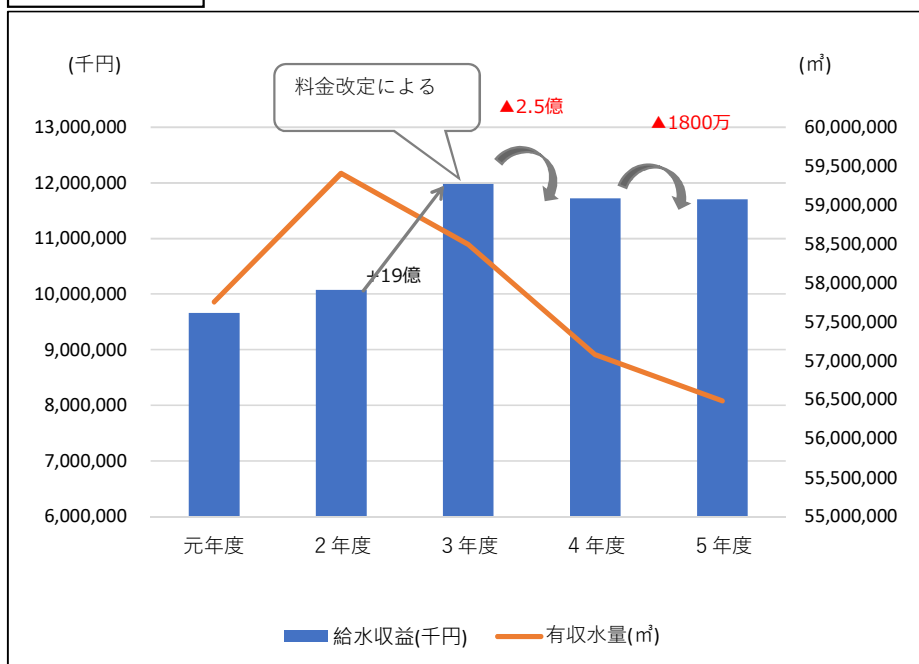
平成12年4月より平均29.2%の改定
→平成28年7月より平均20.7%の改定
→平成30年7月より平均41.2%(H12.4対比)の改定

(2) 収益の減少

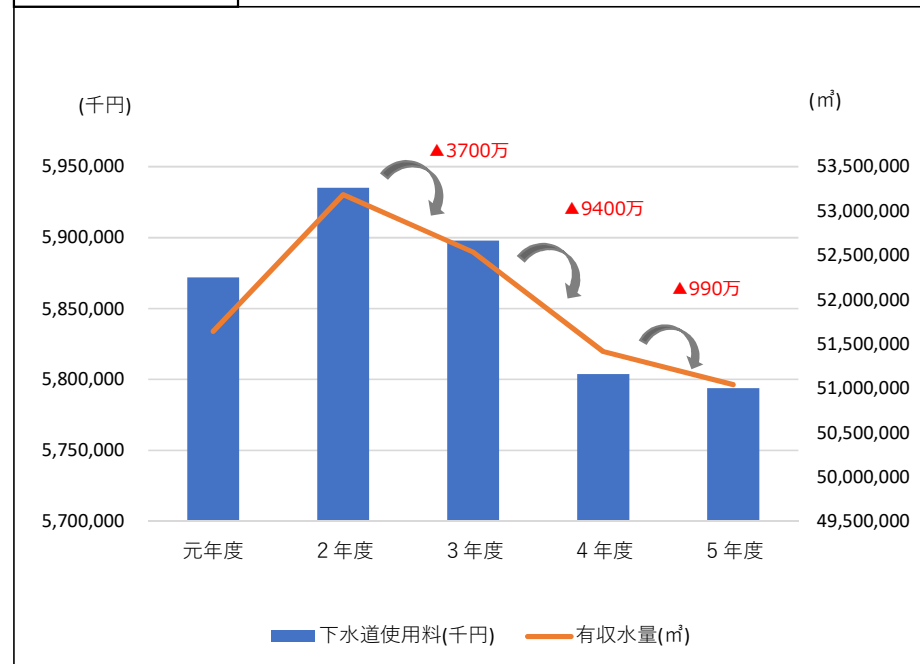
人口は増加していますが生活様式の変化等により、コロナ禍であった令和2年度をピークに有収水量は微減傾向です。 ⇒将来的には人口減に伴う、水道料金及び下水道使用料の減少による収益減が見込まれます。

(川口市はR17年度前後に人口のピークを迎える見込み)

水道事業



下水道事業

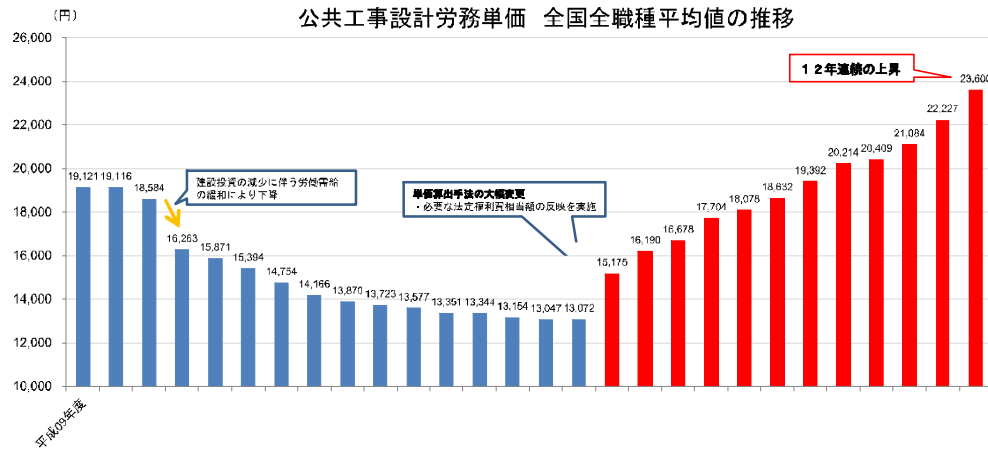


(3) 経費の上昇について

公共工事設計労務単価

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 2



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

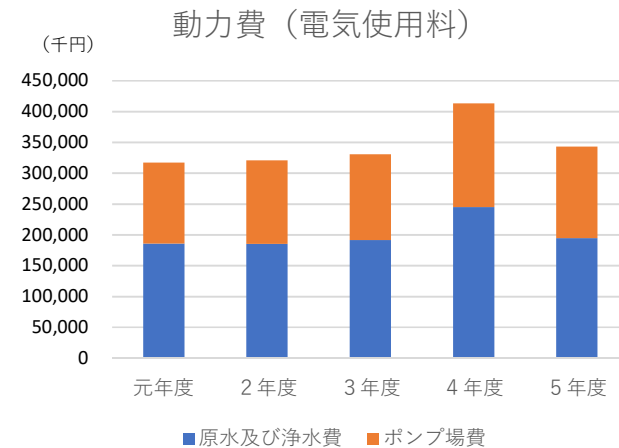
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標準額をもとにラスパイレズ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標準額をもとにラスパイレズ式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通運輸労働員がA・Bに分かれていたため、交通運輸労働員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

出典：国土交通省（令和6年2月16日発表）

資材価格・燃料費等

- 資材価格・燃料費等の高騰が経営に大きな影響を与えています。



- 令和5年度は、燃料費の高騰に対して政府が補助金による対策を講じたことによる効果が見られますが、依然高止まりしています。

(4) これまでの取り組み

・DXの推進や包括的民間委託による経費削減策の推進

- 
- 検針・収納等業務委託の包括的民間委託開始（H17～）
 - キャッシュレス決済・口座振替割引の導入（R2.9～）
 - 引越しワンストップサービス（R4.4～）
 - 市長部局とのPC端末等の調達に係る連携強化（R5～）

- 
- 更なる包括的民間委託開始（R7～）
 - 検針・収納等業務委託
 - 給水装置工事申請窓口等業務委託
 - 排水設備工事申請窓口等業務委託
- 一括委託

- 
- 新技術の導入研究（例：AIを活用した管路の劣化予測）
 - スマートメーター・アプリ導入に向けた調査研究

令和5年度より東京ガスネットワーク（株）との連携協定に基づくBPR※の取り組みを開始し、職員一人ひとりが日常的かつ自発的に業務改善に取り組む組織的な風土の醸成を図っている。

※ビジネス・プロセス・リエンジニアリング…業務のプロセス全体について分析・評価・改善を行うことを通じ、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現すること。

2 上下水道事業計画

アクアプラン川口21 ～第3次川口市水道ビジョン～

公営企業として将来にわたり安定的に事業を經營するため、經營戰略を含有する10年3期の中長期經營計画を策定し、事業の進捗状況や水需要の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な改訂を行っています。

川口市公共下水道事業經營戰略

良好な下水道サービスを持続的に提供するため、将来の方向性を示す基本的な計画として策定し、事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、アクアプランと併せて必要な改訂を行っています。

第1期			第2期			第3期			
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10

R7.3計画改訂

水道料金

水道法により3年から5年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこととされていることから、アクアプランの改訂等と併せ、定期的な検証を行っています。

下水道使用料

少なくとも5年に1度の頻度で、下水道使用料改定の必要性に関する検証を実施することが、国の社会資本整備総合交付金の交付要件となっていることから、經營戰略の改訂等と併せ、定期的な検証を行っています。

3埼玉県営水道料金と埼玉県流域下水道維持管理負担金の改定

埼玉県営水道料金

- 令和8年4月1日改定
61.78円/m³→76.23円/m³（改定率23.4%）
- 改定による影響額
8億8千938万円/年度
（R6予算ベースで試算）

埼玉県流域下水道維持管理負担金

- 令和7年4月1日改定
荒川左岸南部：36円/m³→46円/m³
（改定率27.7%）
中川：40円/m³→49円/m³（改定率22.5%）
- 改定による影響額
6億688万円/年度（R6予算ベースで試算）
（荒川左岸南部 5億706万円/年度
中川 9千982万円/年度）

※上記の埼玉県改定案は、現段階で示されているものであり、正式に決定されるのは令和6年12月頃の予定です。